

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅を有し、須賀川市に単身赴任をしていたが、平成26年7月に南相馬市原町区に異動となり、同区内の社宅に入居した申立人について、同区に異動後も避難指示のため自宅からは通勤することができなかったこと等を考慮し、自宅に帰還した平成28年7月分まで、生活費増加分（社宅賃料の全額）及び日常生活阻害慰謝料（月額7万円）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

#### 1 損害項目

- （1）精神的損害（平成28年2月1日から平成28年7月31日）
- （2）生活費増加費用（社宅賃料）（平成28年2月1日から平成28年7月31日）

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として合計金590,600円の支払い義務があることを認める。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 1 精神的損害         | 420,000円 |
| 2 生活費増加費用（社宅賃料） | 170,600円 |

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年8月31日

（仲介委員 神村大輔）